

頁	訂正箇所	誤	正								
目次	上から4行目	<p>●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令・・・・・・・・・・12 (昭和45年10月12日 政令第304号 最終改正：平成26年12月24日 政令第412号)</p> <p>●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則・・・・・・・・・・14 (昭和46年1月21日 厚生省令第2号 最終改正：令和元年6月28日 厚生労働省令第20号)</p>	<p>●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令・・・・・・・・・・12 (昭和45年10月12日 政令第304号 最終改正：<u>令和3年12月24日 政令第347号</u>)</p> <p>●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則・・・・・・・・・・14 (昭和46年1月21日 厚生省令第2号 最終改正：<u>令和3年12月24日 厚生労働省令第199号</u>)</p>								
12	上から15行目	●最終改正：平26.12.24 政令第412号	●最終改正： <u>令3.12.24 政令第347号</u>								
13	表	※正（訂正箇所のみ抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>二 一酸化炭素の含有率</td> <td>100万分の6以下</td> </tr> <tr> <td>三 二酸化炭素の含有率</td> <td>100万分の1,000以下</td> </tr> <tr> <td>四 温度</td> <td>一 18度以上28度以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。</td> </tr> </table>		二 一酸化炭素の含有率	100万分の6以下	三 二酸化炭素の含有率	100万分の1,000以下	四 温度	一 18度以上28度以下		二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
二 一酸化炭素の含有率	100万分の6以下										
三 二酸化炭素の含有率	100万分の1,000以下										
四 温度	一 18度以上28度以下										
	二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。										
13	下から6～5行目	一 免状の交付 2,300円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項・・・	一 免状の交付 2,300円（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等</u> に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項・・・								
14	上から8行目	●最終改正：令1.6.28 厚生労働省令第20号	●最終改正： <u>令3.12.24 厚生労働省令第199号</u>								
15	上から10～14行目	<p>■一酸化炭素の含有率の特例</p> <p>第2条 令第2条第一号イの表の第二号の厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物は、大気における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10をこえるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物とし、同号の厚生労働省令で定める数値は、100万分の20とする。</p>	削除								
19	下から15行目	<p>第3条の17 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p> <p>一～四 略</p>	<p>第3条の17 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p><u>2 前項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。</u></p>								
22	下から7～1行目	<p>2 前項の選任を行なうに当たっては、1の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならない。ただし、2以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、令第1条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の状況等から1人の建築物環境衛生管理技術者が当該2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。</p>	<p><u>2 特定建築物所有者等は、前項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、特定建築物所有者等が現に選任している建築物環境衛生管理技術者が、新たに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねようとする場合について準用する。</u></p> <p><u>4 特定建築物所有者等は、第2項（前項において準用する場合を含む。第20条第1項第3号において同じ。）の規定による確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならない。</u></p>								
27	下から11行目	五 現に行っている事務の概要を記載した書類	五 現に行っている <u>業務</u> の概要を記載した書類								

頁	訂正箇所	誤	正
30	下から2～1行目	三 その他当該特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類 2 前項第一号及び第三号の帳簿書類は、5年間保存しなければならない。	三 第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面 四 その他当該特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類 2 前項第一号及び第四号の帳簿書類は、5年間保存しなければならない。
36	上から4～9行目	第25の16 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。 一～四 略	第25条の16 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。 一～四 略 2 前項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。
37	上から19行目	いて、第25条の5から第25条の16までの規定に第1項の登録を・・・	いて、第25条の5から第25条の16までの規定は第1項の登録を・・・
58	様式第一号（第9条関係）	旧姓、通称名記載欄の追加、裏面の押印の削除、備考欄「2 記名押印に代えて、署名することができる。」を削除	
59	様式第二号（第10条関係）	「備考 免状の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。」を追加	
59	様式第三号（第11条関係）	旧姓、通称名記載欄の追加、押印の削除	
59	様式第四号（第12条関係）	旧姓、通称名記載欄の追加、押印の削除、備考欄「2 記名押印に代えて、署名することができる。」を削除	
60	様式第四号の二（第14条の4関係）	届出者の押印の削除、備考「2 4、5及び7の欄中・・・」を「2 5、6及び8の欄中・・・」に修正	
60	様式第五号（第18条関係）	届出者の押印の削除、備考欄「2 記名押印に代えて、署名することができる。」を削除	
61	様式第五号の重複	様式第6号（第32条関係）を挿入	
61	様式第七号（第37条関係）	表面「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条の15第2項、第9条の12第2項又は・・・」に修正	
91	下から6行目	（一部改正：平成30年4月1日 文部科学省告示第60号）	（一部改正：令和4年3月31日 文部科学省告示第60号）
92	表	(2)温度 17°C以上、28°C以下であることが望ましい。	(2)温度 18°C以上、28°C以下であることが望ましい。
		(6)一酸化炭素 10ppm以下であること。	(6)一酸化炭素 6ppm以下であること。
		ウ. キシレン 870µg/m³以下であること。	ウ. キシレン 200µg/m³以下であること。
92	(10) 照度	(オ) その他の場所における照度は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）	(オ) その他の場所における照度は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）
93	備考一 5行目～	・・・、以後教室等の環境の変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。	・・・、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 検査項目(6)及び(7)については、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。
93	(10) 照度	日本工業規格C1609に規定する照度計の・・・	日本産業規格C1609-1に規定する照度計の・・・
94	(12) 騒音レベル 6行目	等価騒音レベルの測定は、日本工業規格C1509に規定する・・・ (中略) 特殊な騒音源がある場合は、日本工業規格Z8731に規定・・・	等価騒音レベルの測定は、日本産業規格C1509-1に規定する・・・ (中略) 特殊な騒音源がある場合は、日本産業規格Z8731に規定・・・
97	表	ア. 給水源の種類 イ. 維持管理状況等 ウ. 清潔状態	ア. 給水源の種類 イ. 維持管理状況等 ウ. 貯水槽の清潔状態

頁	訂正箇所	誤	正																		
99	水質 備考の追加	備考 ー 検査項目(7)については、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。																			
99	ウ. 水平面照度	日本工業規格C1609に規定する・・・	日本産業規格C1609-1に規定する・・・																		
100	表	(2)温度 17°C以上, 28°C以下であることが望ましい。	(2)温度 18°C以上, 28°C以下であることが望ましい。																		
101	下から15行目	はその一部で、事務作業（カードせん孔機、タイプライター・・・	はその一部で、事務作業（タイプライター・・・																		
102	下から18行目	3 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下・・・	3 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が18度以上28度以下・・・																		
104	下から14～13行目	第12条 事業者は、カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器で騒音を発するものを、5台以上集中して同時に使用するときは、騒音の伝ばを防止するため、しゃ音及び・・・	第12条 事業者は、タイプライターその他の事務用機器で騒音を発するものを、5台以上集中して同時に使用するときは、騒音の伝ばを防止するため、 <u>遮音及び・・・</u>																		
105	上から14～15行目	・・・を使用する場合は、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条・・・	・・・を使用する場合は、 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条</u> ・・・																		
105	上から20行目～27行目	第17条 別紙のとおり修正																			
106	上から1行目	2 事業者は、前項の場所には、寝具、かやその他の必要な・・・	2 事業者は、前項の場所には、寝具その他の必要な・・・																		
106	下から9～8行目	事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条・・・	事業者は、 <u>室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。第71条</u> ・・・																		
108	下から14～13行目	・・・水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして・・・	・・・水道の <u>基盤を強化することによって</u> 、清浄にして・・・																		
115	※参考	※正（訂正箇所のみ抜粋） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">電子政府の総合窓口 イーガブ</td> <td style="width: 50%;">https://www.e-gov.go.jp</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省 法令等データベースサービス</td> <td>https://www.mhlw.go.jp/hourei/</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 所管法令、告示・通達一覧</td> <td>https://www.mlit.go.jp/policy/file000002.html</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 告示・通達データベースシステム</td> <td>https://www.mlit.go.jp/notice/index.html</td> </tr> <tr> <td>文部科学省 告示・通達データベースシステム</td> <td>https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/index.htm</td> </tr> <tr> <td>環境省 法令・告示・通達データベースシステム</td> <td>https://www.env.go.jp/hourei/index.html</td> </tr> <tr> <td>消防庁 法令・告示・通達データベースシステム</td> <td>https://www.fdma.go.jp/laws/#decree</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 告示・通知データベース提供システム</td> <td>https://www.maff.go.jp/j/law/index.html</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 所管法令検索サービス</td> <td>https://www.meti.go.jp/intro/law/index.html</td> </tr> </table>		電子政府の総合窓口 イーガブ	https://www.e-gov.go.jp	厚生労働省 法令等データベースサービス	https://www.mhlw.go.jp/hourei/	国土交通省 所管法令、告示・通達一覧	https://www.mlit.go.jp/policy/file000002.html	国土交通省 告示・通達データベースシステム	https://www.mlit.go.jp/notice/index.html	文部科学省 告示・通達データベースシステム	https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/index.htm	環境省 法令・告示・通達データベースシステム	https://www.env.go.jp/hourei/index.html	消防庁 法令・告示・通達データベースシステム	https://www.fdma.go.jp/laws/#decree	農林水産省 告示・通知データベース提供システム	https://www.maff.go.jp/j/law/index.html	経済産業省 所管法令検索サービス	https://www.meti.go.jp/intro/law/index.html
電子政府の総合窓口 イーガブ	https://www.e-gov.go.jp																				
厚生労働省 法令等データベースサービス	https://www.mhlw.go.jp/hourei/																				
国土交通省 所管法令、告示・通達一覧	https://www.mlit.go.jp/policy/file000002.html																				
国土交通省 告示・通達データベースシステム	https://www.mlit.go.jp/notice/index.html																				
文部科学省 告示・通達データベースシステム	https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/index.htm																				
環境省 法令・告示・通達データベースシステム	https://www.env.go.jp/hourei/index.html																				
消防庁 法令・告示・通達データベースシステム	https://www.fdma.go.jp/laws/#decree																				
農林水産省 告示・通知データベース提供システム	https://www.maff.go.jp/j/law/index.html																				
経済産業省 所管法令検索サービス	https://www.meti.go.jp/intro/law/index.html																				

(便所)

第17条 事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。

- 一 男性用と女性用に区別すること。
- 二 男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	便房の数
60人以内	1
60人超	1に、同時に就業する男性労働者の数が60人を超える60人又はその端数を増すごとに1を加えた数

- 三 男性用小便所の箇所数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	箇所数
30人以内	1
30人超	1に、同時に就業する男性労働者の数が30人を超える30人又はその端数を増すごとに1を加えた数

- 四 女性用便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する女性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する女性労働者の数	便房の数
20人以内	1
20人超	1に、同時に就業する女性労働者の数が20人を超える20人又はその端数を増すごとに1を加えた数

- 五 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。

- 六 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。

2 事業者は、便所を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない。

(独立個室型の便所の特例)

第17条の2 前条第1項第一号から第四号までの規定にかかわらず、同時に就業する労働者の数が常時10人以内である場合は、男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた1個の便房により構成される便所(次項において「独立個室型の便所」という。)を設けることで足りるものとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、独立個室型の便所を設ける場合(前項の規定により独立個室型の便所を設ける場合を除く。)は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。

- 一 独立個室型の便所を除き、男性用と女性用に区別すること。
- 二 男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	便房の数
設ける独立個室型の便所の数に10を乗じて得た数以下	1
設ける独立個室型の便所の数に10を乗じて得た数を超える数	1に、設ける独立個室型の便所の数に10を乗じて得た数を同時に就業する男性労働者の数から減じて得た数が60人を超える60人又はその端数を増すごとに1を加えた数

- 三 男性用小便所の箇所数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	箇所数
設ける独立個室型の便所の数に10を乗じて得た数以下	1
設ける独立個室型の便所の数に10を乗じて得た数を超える数	1に、設ける独立個室型の便所の数に10を乗じて得た数を同時に就業する男性労働者の数から減じて得た数が30人を超える30人又はその端数を増すごとに1を加えた数

四 女性用便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する女性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する女性労働者の数	便房の数
設ける独立個室型の便所の数に10を乗じて得た数以下	1
設ける独立個室型の便所の数に10を乗じて得た数を超える数	1に、設ける独立個室型の便所の数に10乗じて得た数を同時に就業する女性労働者の数から減じて得た数が20人を超える20人又はその端数を増すごとに1を加えた数

五 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。

六 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。